

税金情報

税務課
☎64-7703

固定資産の評価替え

固定資産税は、固定資産の価格、すなわち「適正な時価」を課税標準として課税されるものであり、本来であれば毎年度評価替えを行い課税することが理想ですが、膨大な量の土地、家屋について毎年度評価を見直すことは、実務的に不可能であることなどから、土地と家屋については原則として3年間評価額を据え置く制度、言い換えれば、3年毎に評価額を見直す制度がとられています。この3年毎に見直す制度のことを評価替えといい、評価替えを行う年度を基準年度といえます。平成30年度は次の評価替えの基準年度に当たります。

☆土地の評価替え

平成30年度の土地（宅地）の評価替えでは、平成29年1月1日を価格調査基準日として、地価公示価格等の7割をめどに評価額の基礎となる路線価などを見直し、評価の均衡化と適正化を図ります。土地の評価額は、基準年度の価格を3年間据え置くことが原則ですが、地価の下落があり、価格を据え置くことが適当でないときは、簡易な方法により評価を修正することとなっています。これを時点修正といい、平成31、32年度において、地価に下落傾向がみ

れる場合には修正を行います。なお、土地の固定資産税は、地価が高騰し評価額が急激に上昇した場合であっても、税負担の急増を避ける為、緩やかに上昇させる負担調整措置が講じられている場合があります。近年は地価の横ばい・下落傾向が続いていますが、負担調整措置により本来の課税標準額に比べて現在の課税標準額が低い土地については、税額が上昇することがあります。

☆家屋の評価替え

家屋の評価額は、改築などがない限り、基準年度の価格を3年間据え置きます。評価替えの際は、前基準年度の再建築価格（評価の対象となった家屋と同一のものを、評価の時点においてその場所に新築するものとした場合に必要とされる建築費）に再建築費とされる建築費（前回の評価替えからの3年間の建築物価の変動を反映した率）を乗じたものに、経年減点補正率（家屋の建築後の年数の経過によって生ずる損耗の状況による減価をあらわした率）を乗じて新たな評価額を算出します。

経年減点補正率の減点限度は2割までですが、構造、用途によって2割に達する年数は異なります。例えば、一般的な住宅の場合、建築後20年から25年で減点限度に達します。その為、建築後20年からは、建築物価が上昇しているときなどは、評価替えを行うたとしても評価額は下がらずに据え置きとなり、税額は前年と同額になる場合があります。

$$\text{評価額} = \text{平成30基準年度再建築価格} \times \text{経年減点補正率}$$

(平成27基準年度再建築価格×再建築費評点補正率)

国民健康保険

住民課国民健康保険係 ☎64-7702

国民健康保険加入の皆さんへ

新しい保険証を普通郵便で郵送します

現在お使いの国民健康保険の保険証は9月30日（土）で期限切れとなりますので、10月1日（日）からお使いいただく新しい保険証を郵送します。

普通郵便で郵送しますが、簡易書留での郵送をご希望の人や役場窓口での受け取りを希望する人は、9月13日（水）までに国民健康保険係（☎64-7702）までご連絡をお願いします。

また、9月末までに保険証が届かない場合は、お手数ですが国民健康保険係までご連絡ください。有効期限を過ぎた保険証は使用できません。

- ◆世帯主へ加入者全員分の保険証を郵送します。
- ◆保険証の記載内容（氏名・性別・生年月日・住所など）に誤りがないかご確認ください。
- ◆保険証裏面の注意事項もお読みください。
- ◆新しい保険証は、台紙に貼り付いていますので、はがしてお使いください。



新しい保険証の色は青色です